

# 新川時論21

## オウム&メモリアルコンサート関連記事抄録 1998~2000

### 目次

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ○大山さんの手記（1）凶悪集団に肉親を奪われて 大山友之・やい   |       |
| 第9号（1998.10）                      | 2~7   |
| ○大山さんの手記（2）公開捜査の同意迫る警察 大山友之・やい    |       |
| 第10号（1999.01）                     | 8~13  |
| ○大山さんの手記（3）市民の正しさ世論の力強さ知る 大山友之・やい |       |
| 第11号（1999.04）                     | 14~19 |
| ○大山さんの手記（4）オウム真理教を消滅させよ 大山友之・やい   |       |
| 第12号（1999.07）                     | 20~23 |
| ○虹になって両親迎えた都子さん 澤崎義敬              |       |
| 第13号（1999.10）                     | 24    |
| ○ドキュメント「追悼コンサート in UOZU」 濱田實      |       |
| 第13号（1999.10）                     | 25~28 |
| ○本の紹介「都子聞こえますか」 小熊清史              |       |
| 第17号（2000.10）                     | 29    |

# 国辱的凶悪集団に肉親を奪われて

## 富山県人の手厚い回向に感謝

文と写真 大山

友之  
やい



97年9月7日、都子さんのメモリアル除幕式での大山夫妻（僧ヶ岳にて）

### 編集部（濱田）から大山夫妻へ

〔前略〕本誌は県外にも多数の読者を持っております。その一人、千葉市在住の鳥切春雄弁護士夫妻から大山様のご住所・ご近況などの紹介を頂きました。

狂信的宗教集団「オウム」につきましては、拝金思想にまみれた戦後の日本社会が生んだガン細胞的存在かと注目しておりました。とりわけ、彼らの狂信的行動の原点となった坂本弁護士さんご一家の悲劇については、その真相究明が捜査当局により故意に放置されていたのではないかと疑いを持ち、憤りを感じていました。〔中略〕

ご愛娘都子様のご遺体が魚津市の山中で発見された時は大変驚くとともに、深い痛恨に襲われました。魚津市民にとって都子様慰霊の記念碑は「オウム」の凶暴性を永遠に記憶に留めるものとなっていて、いまも回向に訪れる人が多く、香華の絶えることがありません。

地域ジャーナリストの一人として、記憶を記録にまとめ歴史に刻みたいと思っておりましたが、貧弱な取材力しかなくあきらめかけておりました。そんな時、鳥切夫妻のご紹介は千載一遇の好機に思えました。

勝手なお願いですが、大山様の坂本さんご一家の事件に対する思いを原稿にして本誌の紙面に提供させていただくわけにいかないでしょうか。諾否のご返事をお待ちしております。

松本・地下鉄サリン事件で日本全国を恐怖のどん底に落としたカルト集団―オウム。その6年前、坂本弁護士一家を抹殺した時すでに悪魔は牙をむいていた。オウムと闘いつつ、一家の消息を捜し求めた坂本弁護士夫人・都子（さとこ）さんの両親、大山夫妻が対オウム民事裁判陳述書で真情を訴える。

## 〔大山夫妻から編集部へ〕

へ前略)まったく身勝手な我欲を満たすために、サリンを撒くといった国辱的凶悪集団が存在し、しかも、9年の長い間、かつて類を見ない蛮行がくりかえしおこなわれるのを等閑にしてきた、治安当局の不作為の実態など、司法の場で説明されることに望みをつなぎ、今後の裁判を注視してまいりたいと思っ

ている次第です。

これまでの報道では、オウム犯罪の悲惨さ、凶暴さのみを強調する番組が続いてきましたが、私たちとしてはこのような集団が発生した要因、並びに、増長した真因を明らかにし、次世代の安寧の礎を築くことが私たちに課せられた責務と心に秘めていた折に、濱田様のお手紙を拝し地獄で仏の思いでございます。〈中略〉

対オウムの民事裁判に提出した私の陳述書の文面をお送り致します。多少日月は経ていますが思いは現在もまったく変わりはございません。

私たちの娘、都子が御地に埋められるという数奇な縁を、なんと解釈したら良いのやら迷いに迷い悩みに悩みましたが、地権者の山本様ご一家の方々や集落の皆様方、そして、魚津市周辺のみならず富山県内の多くの方々に手厚く見守られているご様子に接し、ただただ感涙に咽ぶのみです。

私たちとしましては、こうした皆様のご厚意に応えるためにも非力ながらも、事の真相追求に全力を注ぐのみと意を固めている次第です。〈後略〉

## 学業にボランティアに 超人的な活動つづける

### ―都子さんの人柄

対オウム民事裁判第4回  
公判(平成8年12月6日)  
に提出された陳述書より  
一、大山夫妻の身上並びに  
経歴(省略)

二、都子の生い立ちにつ

て

(一) 身上並びに経歴(抜  
粋)

昭和35年2月24日 出生

昭和41年4月 茨城県

勝田市立東石川小学校入  
学

昭和47年4月 茨城県

入 勝田市立勝田第一中学校

昭和50年4月 茨城県

立水戸第二高等学校入学

昭和53年4月 立教大

学社会学部社会学科入学、  
ミツチエル館(同大学女  
子学生寮)に入館

昭和59年3月4日 坂本

堤と結婚 坂本堤

昭和62年 坂本堤

弁護士登録

昭和63年8月25日 坂本龍

彦出生

平成元年11月3日 事件発

生

(二) 誕生・命名(省略)

(三) 幼児期(省略)

(四) 小学校時代(抜粋)

平成6年10月6日の全国

キャラバン水戸集会(日本

弁護士連合会・各県の弁護

士会の全面協力を得て、坂

本弁護士と家族を救う全国

弁護士会の会が実施した)で

二年生の時の担任を先生が

都子の人柄紹介の中で、誰

にも公平に接していた子、

優しさで芯の強さを持った

子だったと紹介して下さい

ました。

(五) 中学時代(抜粋)

部活動は吹奏学部に入部

し、パートはフルートでし

た。その打ち込みようは、

凄じいと言っても過言では

ないと思います。三年の時  
行われた茨城国体とパリリ  
ンピックに吹奏楽団の一員  
として参加しました。

「国体で持てる力総てを  
出して競うその迫力は実に  
凄しい、素晴らしいと思う。  
でも、パリリンピックで人  
を信頼すること、協力し合  
うことの大切さを強く心に  
焼きつけられた。私たち健  
康な者はずっと障害者との  
係わりを持つべきだ」と涙  
しながら語っていたことを  
今も忘れることは出来ませ  
ん。

三、ボランティア活動につ  
いて

(一) 高校時代(抜粋)

入学と同時に休む間もな

くJRC活動(青少年赤十

字)に参加し、さらに勝田

ゆかりの高校生に呼びかけ

勝田ファミリーの結成に参

画するなど、ボランティア

活動に情熱を傾注する三年

間のスタートを切ったので

す。

二年の時に大学進学を決  
めていたが、専攻学科を決

めかねていたようです。これまでのボランティア活動の中から「障害者の自立できる社会づくり」の必要性を強く感じていたようです。

福祉現場での知識、技術の修得を学ぶべきか、また、社会の仕組みを学ぶべきか大変迷ったようです。結果として「障害者の自立できる社会づくりに携わりたい」として社会学専攻の道を選び、立教大学を志望校として受験勉強に真剣に取り組んでいました。

(二) 大学時代(抜粋)  
大学の四年間は学業に、ボランティア活動に、また、学内サークル活動に燃えに燃えた四年間だったと思います。

サークル活動においても、マンドリンクラブ、北海道大夕張ワークキャンプに参加するなど、こうした分野でも活躍しておりました。特に、四年次には夕張キャンプに参加したメンバーに呼びかけて読書会の発足を注ぎ、卒業後も読書会

の機関誌『結』の編集に携わっておりました。

(二) 社会人となって(抜粋)

法律事務所勤務する傍ら、中国引揚者に日本語を教え、生活指導に力をしほり、さらに、母子施設の児童の遊び相手をするなど、毎週定期的にこれらの施設を訪れておりました。

この時期居住していた松戸市の市民オーケストラの団員としてフルートの練習に励むなど、職場に、家庭に、奉仕活動、文化活動にと熱心に取り組んでいたことを当時の同僚から伺い、ただただ驚くのみです。

## 名もなく貧しく美しく そしてたくましく

### 四、結婚について

(一) 堤との出会い(抜粋)

都子が大学二年の時開催された、全国車椅子市民集いのボランティアが二人の出会いの場となりました。集会の後片付けの際、床



89年春の坂本さん一家。龍彦ちゃんは生後10ヶ月ころ。もっとも幸せな日々であった。

に残ったガムテープのノリを丁寧に拭き取っている都子の姿に感動した堤は、友人を介して三人で会うことを約束したそうです。

(二) 二人の交際(抜粋)  
大学四年の春の頃と思い

「ものに動じない人」

について聞いてみると、彼の住んでいるアパートを例に挙げ「建物の傷みが酷く、とても人が住んでいるとは思えないほどのボロアパートで、そんなところに平気で長年住んでいるのに驚いた」

「身の回りは驚くほど整理されている。坂本文房具店と言われる理由がわかった」といった話を聞き、「傾いた柱、傷んだ壁と畳の部屋、そこに置かれた机の上に整然と積まれた何冊かの本、幾種類もの文具が整然と入れられている引き出し」といった光景を思い浮かべ、そこに住む青年の頼もしさを感じました。

(三) 結婚の意志表明(抜粋)

「私の収入は安いけど一応安定している。堤さんも司法浪人中であるがアルバイトで学習塾の講師をしており収入もある。二人の収入を合わせれば生活は心配



都子さんメモリアルの清掃をする地権者の山本さん一家。いつ来ても供花・香華が絶えない。

ない。結婚することによつて堤さんは雑用から解放されるし、堤さんの受験に協力したい」と司法試験合格前に結婚する考えを（都子さんから）話され、経済的

には厳しいと思うが、経験しておくのも無駄にはならないと思ひ承諾した次第です。結婚後、経済的に厳しい時期もあり、援助する旨伝

えても「結婚は精神的、経済的に自立することと思う、心配は有り難いが楽しみながら自分たちの力でやり遂げたい」と援助を断られた経緯もあります。

歳暮（破魔弓）を持って、洋光台（横浜市）を訪れたのが龍彦との初対面でした。明るい部屋の際際に置かれたベビーサークルの上で寝かされた龍彦は、クリッと見開いた大きな目、長く尾を引いた眉をしており、手足をバタバタと動かして

（四）龍彦の誕生（抜粋）  
結婚五年後にしてやっと子宝を授かり、娘たちのその喜びようは一通りのものではありませんでした。私たちは結婚二年目の頃までは、「そう簡単にお爺さんにされてたまるか」な

願い、忍耐、苦しみ、努力の総てに報いてくれたのが龍彦の誕生です。娘夫婦に喜びと感謝で一杯でした。（五）龍彦との初対面（抜粋）  
12月の半ばに龍彦へのお

## 会話中に突然切れた電話 信じて連絡待っていたが

### 五、事件発生について（以下全文）

#### （一）異常の感知

平成元年11月2日午後8時過ぎ帰宅すると、妻が

「夕方6時ごろ、都子より電話があった。堤さんが風邪気味だし龍彦も微熱がある

ので四国旅行はキャンセルした。キャンセル料を沢

山取られたとぼやいていた。

堤さんや龍彦の様子を聞いている時に電話が突然切れた。何度か電話をしても話

話聞きながら、「電話が突然切れた」ということに、

「また龍彦の悪戯だな」と思い込んでしまい、さほど不審に感じなかったことが

残念です。本来なら、「会話中に電

話が突然切れた」ことを重視すべきであったと後悔しています。

翌3日は天気も良く、何十年ぶりの希望の山歩きを楽しみ、日没後帰宅し疲れもあって早めに床につけてしまいました。

4日は勤務で、私の帰宅はやはり8時を過ぎたと思います。妻は私の帰宅早々「都子のところに何度電話をしても呼び出しのコールはするがつかまらない」と心配そうに言うのを聞いて

「楽しみにしていた四国旅行に行けなかったので外食にでも行っているのだろう、心配ないよ」と軽く受け流してしまいました。

5日の日曜日山歩きで一日を過ごしました。一日の疲れが抜けない内に引き続きの山登りはかなりこたえ、帰宅後、都子に電話もせずに寝てしまいました。

6日の夕刻8時過ぎに私が帰宅すると、妻が「都子と連絡が取れない。横須賀（堤の実家）へ電話したら、さちよさんが出て『2日に都子より旅行をキャンセルしたと電話してきた。その後、なんの連絡もない。夫にアパートの様子を見に行ってもらおう』と言っており、横須賀へも連絡していないみたい」と怯えながらの妻の話聞き、ゆえ知らない不安を感じながらも「あの都子や堤が非常識な行動をとるはずはない。何かの行き違いとしか思えない。必ず都子から連絡あることを信じて待とう」と妻

に、自分に何度も言い聞かせることが精いっぱいでした。

## 不安から不吉な思い 八方手を尽くしても

都子の小さな頃からの、して、私たちになんの連絡ももの見方考え方、高校・もなく四日間も家を空ける大学と成長過程での生活態度、結婚後の行動などから

都子は長時間家を空ける時は、行き先と帰りのおおよその時間などは必ず連絡してきており、まったく連絡がないし、こちらからも取れないことに強い不安を感じながら、諸々の状況を想定してみたが、連絡のできない事情・してこない理由などまったく思い当たらない節もなく、ただ呆然とする

のみでした。

10時を過ぎても横須賀からの電話はなく待ちきれず、さちよさんに電話を至洋光台の様子を聞くと「アパートに三人はいない、行方はわからない、今心当たりを尋ねたがどこにもいない、明日さらに尋ねてみる、堤からの連絡を待ちながらも一日待ってみる」とのことであり、私たちとしてもなす術もなくただ不安に怯えるのみでした。

時間が経過するに従い積もる不安に打ちのめされ、妻と言葉を交わすこともなく、次々と浮かんでくる不吉な思いを打ち消すのが精いっぱいでした。夕食をとるともなく床についたのは12時を過ぎた頃と思います。

翌日（7日）妻は自宅に待機し都子が横須賀からの連絡を待つこととし、私は事務所に出勤はしたものの、機械的に文書をめくり電話を見つめる一日だったようです。

夜9時過ぎ横須賀へ電話



95年10月に新潟県大毛無山に建立された堤さんの慰霊塔。奥の窪地が見発場所。

すると、良雄さんが電話に出ている、堤かさちよから連絡が来たら「いま洋光台に弥生（堤の妹）がいる、かさちよは弁護士と一緒に警察へ行つて」

## すべてあり得ない事態

### 警察の現場検証始まる

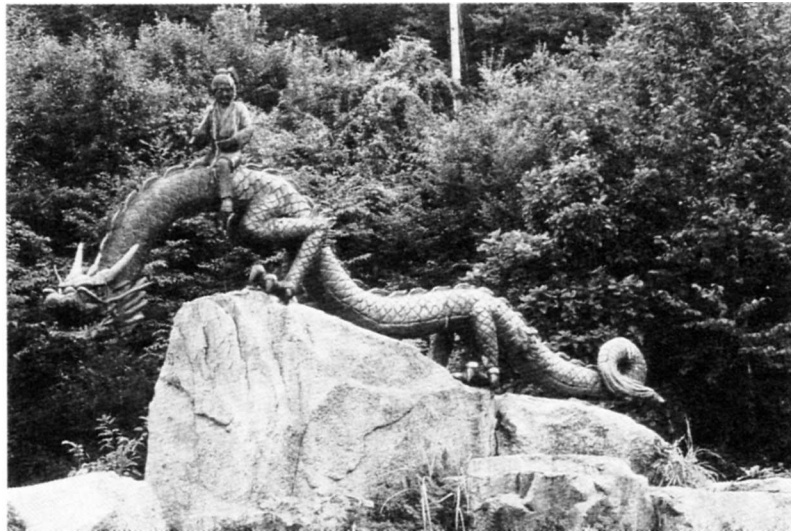
11時過ぎててもどこからも連絡はなく、気を揉みながら妻が洋光台へ電話をする。と弥生さんが出て「兄ちゃんたちに大変なことが起こったみたい。母は警察から未だ帰ってこない、母が帰ったら連絡する」という話でした。

12時過ぎにかさちよさんから「誘拐としか思えない。」

警察にそのへんの事情を弁護士さんと一緒に説明したが、結局家出人捜査願いを書かされた」と知らされ、全身の力が抜けていく思いでした。「あの子たちが何をしたというのか」怒りが炎となって燃え上がり、前身が焼き尽くされる思いでした。

「都子は中学の頃から『人の傷みを、自分の傷みとして受け止める』『相手の立場に立って物事を考える』をモットーとして成長し、その実践に真剣に努力をしていた娘が、他人に恨まれるような行動をするはずがない、絶対にあり得ないことではない。」

また堤も『善良ゆえに社会の歪みに呑み込まれていく人が沢山いる。こうした人を守ってやりたい』と早くから弁護士になることを心に秘め、やっとその緒に突いたばかりであり、他人を困らせ、泣かせるなど全くあり得ない」と心の中で叫び、自分を鼓舞し、また妻にも繰り返すこのことを



97年9月（長野県大町ダム近くの公園）  
龍彦ちゃん慰霊碑に近い龍の子太郎像。都子さんが好んだ童話の主人公。

この間、長男裕（都子の弟）にこの事態を手短かに連絡をし、裕は事情をよく理解できないまま私より30分ほど遅れて洋光台に駆けつけました。

私が洋光台に着いた時点ではすでに磯子署の鑑識によって、現場検証が行われておりました。磯子署の現場検証が終了した時点（午後2時ごろ）で県警の鑑識が入れ代わりに入って、更なる検証が続く間、私と長男裕は磯子署の刑事と思われの方によって都子たちの生活について聴取（内容はよく覚えていない）された」と記憶しています。

11月4日夕刻より様々な事態に直面し、すべて考えられない、あり得ないと思いついてきたが、鑑識の現場検証を直視し、事情聴取を受ける時点になって、本当に悔しいけど異常事態であることを認識せざるを得ないと覚悟した次第です。（次号に続く）

## 公開捜査の同意迫る警察

# 親子救出の願い無視

文と写真 大山友之・やい

(前号まで) 1989 (平成元) 年11月2日午後6時、大山やいさんが娘の坂本都子さんと電話中突然会話が切れた。堤弁護士と結婚し、龍彦ちゃんが誕生し、平和でつつましく暮らしていた家庭に凶悪集団オウムの手が伸びた一瞬である。それとも知らず家族は八手を尽くして探すが発見されない。ついに事件は警察の手にわたる。



水戸偕楽園梅祭会場にて署名活動  
署名簿を持つ右・大山さん

十一月八日早朝より現場検証と平行して周辺の聞き込みはもとより、焦点を絞った実質的な捜査活動に入ると信じておりました。私たちは都子達夫婦の性格並びに生活態度の面から見ても、アパートの状況(室内に不自然な形跡があり、さらに、オウムのプルシヤが落ちていた事実)等から

を求められました。この経緯は「双方(堤、都子)の両親に相談したいことがある、マスコミの目を避けるには横浜法律事務所が適当と思うので同所まで来て欲しい」旨要請され、坂本良雄夫妻と私夫婦の四名が横浜法律事務所に出向き、前出の捜査官ほか数名の刑事さんとお会いしました。

「拉致事件」と強く認識しており、また、一度に三人も拉致されると言う未曾有の「重大事件」との認識も併せ持っておりました。

当然捜査の常道である基礎捜査とも言うのでしようか、基本的な捜査も行われると承知していたが、三人の生命が掛かっている以上オウム真理教に焦点を絞った、強力且つ極秘に集中捜査が行われるものと期待をしておりました。

しかし、十一月十日と記憶しておりますが、横浜法律事務所との会議室で磯子警察署強行中隊の責任者から「公開捜査の同意書の提出」

を求められました。この経緯は「双方(堤、都子)の両親に相談したいことがある、マスコミの目を避けるには横浜法律事務所が適当と思うので同所まで来て欲しい」旨要請され、坂本良雄夫妻と私夫婦の四名が横浜法律事務所に出向き、前出の捜査官ほか数名の刑事さんとお会いしました。

冒頭に「マスコミは感じていない、もし一部のマスコミが感じていて思惑で報道されたら捜査に重大な悪影響が出る、家族の方も困ると思う、捜査は市民の協力が必要であり正しい情報の提供は不可欠の条件である、公開捜査でない情報、公式発表は出来ない、現在磯子署の手だけで捜査に当たっている、張り込み中の被疑者が動いても尾行も出来ない、公開捜査になれば各署から捜査官を動員し、完璧な捜査が出来る」等の見解を示し、公開捜査の必要性を強調した後に、「公開捜査の同意書の提出」を



要請されました。

私はあまりの異常さに只々驚くのみでした。一家三人が誘拐されその行方も定かでないこの時点で『公開捜査』とは、この事件を『重大事件』と位置付けたとしても三人の生命をどの様に考えているのか全く理解できませんでした。

私たち四人は思わず顔を見合わせましたが、皆が驚きと不安、そして、悲憤に満ちた顔でした。即時『公開捜査』は納得できない、三人を救出するまでは避けてほしいと願いを込めた顔でした。

私は、このような驚きと悲憤を抑え「公開捜査のメリットは理解できる、しかし、デメリットも有るので」と控えめに質問したところ「デメリットもある」との回答のみで、それへの対応には全く触れられませんでした。

私は「三人を一日も早く救い出したい、今はそれが総てです。今までの誘拐事

件の捜査は報道協定を結んで秘密に捜査を行っている、この事件についても同様な手法をとって欲しい」と、お願いしましたが、「報道協定は記者クラブと取り交わす任意の約束であり、記者クラブに入っていないマ

スコミ、例えば週刊誌等には拘束力はない」と言ったことが縷々述べられました。このような話し合いが続くなかで、坂本夫妻も公開捜査に対する不安を述べておられました。私たち四人が公開捜査に同意しがたいと見たか、磯子署の捜査官は「捜査を公開するかどうかは警察の判断で行うもので、必ずしも被害者等の同意は必要としないが後々の為に同意書を出して貰いたい」と宣告ともとれる内容の話がありました。

私は「捜査に入ってから二、三日であり、まして、三人の救出の見通しのない段階での捜査の公開は時期尚早と考えている、報道協定を結び秘密捜査を続けて

欲しい」と再度お願いしました。妻も坂本夫妻も全く同じ意見で、それぞれ秘密

## 何故か失踪にこだわる 報道協定も設定せず

同月十四日午後再度警察の要請で「公開捜査」についての話し合いが前回と同じ場所で行われました。参加者は私たち四人は変わりませんが、警察側は昇警のかなり上層部の方が加わりました。話し合いの席では改めて紹介等はなく本題に入り、先ず捜査官側から

「一部のマスコミは事件に気付いたようだ、弁護士の名前も所属する法律事務所も判らないが失踪の理由は幾つかの可能性を考えている様だ、例えば、「依頼者の金の遣い込み、家庭不和等の可能性がある」と言った例を挙げ、各社それぞれの思惑で報道の第一報が乱れた場合、捜査はめっちゃめちゃになってしまふ、この

際捜査を公開し正しい情報を提供し報道の第一報の乱れを防がなければ事件の解決が難しくなる」と言った主旨の説明が成されました。前回秘密捜査を強く希望したので対し、警察は報道協定など全く省みず、頭から公開捜査一本に絞った真意が理解できず、強い不快感を抱きながらも娘たちの救出を考えると、警察の意向を強く否定することも出来ませんでした。

事件の解決の大切さは重々承知はしているし誰よりもそれを望んでいるが、三人の救出が何よりも先と考えられていることを説明したうえで「前回お願いした報道協定はどうなっているか」と伺ったところ「報道協定は法的

根拠はない、法的根拠のないことに警察（或いは神奈川県警と言ったか、ハッキリと記憶しておりません）は手を着けない、警察はマスコミを抑えるだけの力はない、弁護士さん達は力があるから弁護士さん達に抑えてもらえ」と投げやりな言葉が返ってきました。

「日本は世界一治安が良い」と世界各国から称賛される由縁は、日本の警察が一貫して「市民の生命財産を守る」を第一義として「治安維持」に鋭意努力を重ねた結果と信じており、警察を信頼しておりました。

しかし、「法的根拠はない」の一言で、善意の慣例「報道協定」を無視しようとする警察の態度には我慢がならない思いでした。

しかし、私たちの立場は警察の心証を重視しなければならぬ立場です。「一晩の余裕が欲しい、今晩四人で相談したい」とお願いしたところ「明朝同意書を書いてくれるのか」と念を

書いてくれるのか」と念を



95年10月、僧ヶ岳の都子さん発見の場に慰霊碑建つ。灌木におおわれた暗い感じの場所だったが、新鮮な花が沢山供えられていた。

押され、私は当惑しながら  
 『四人の中一人でも『同意  
 出来ない場合』はそうはな  
 らない』旨伝えてこの日の  
 話し合いは終了しました。

選択肢がない地獄の苦しみ  
 不本意な「同意」迫る

私たちの話し合いが終わ

るのを待つて、警察と弁護  
 士さん達が明日（十五日）  
 の公開捜査を前提として記  
 者会見の時間、内容などの  
 打合せが行われ、その内容  
 から不本意ながら「同意」  
 も考慮せざるを得ないと感  
 じ、頭のなかが空白になる  
 思いでした。

沈痛な思いを引きずりな

がらアパートに帰り、座卓  
 を囲んでからも暫くの間互  
 いに口数も少なく、只々思  
 い悩むのみでした。時折そ  
 れぞれ出される話は「捜査  
 を公開した場合のリスクは、  
 その対策は、また、報道協  
 定なしで秘密捜査を行った  
 場合のそれは」等で不安を  
 払拭することは出来ません  
 でした。

「公開」「非公開」どち  
 らを選んでも、私たちに残  
 るのは「地獄の苦しみ」の  
 みです。「何故、私たちに  
 このような判断を迫るのか」  
 「拒否出来ないのか」「拒  
 否した場合警察の心証は、  
 捜査は」苦悩のうちに夜も  
 ふけ、結局、諾否の結論は  
 出せず終いでした。

十五日の朝を迎え「選択  
 肢の無い立場」の苦しみに  
 身を悶えながら「諾」とす  
 る悲しみをどう乗り越える  
 か、他の三人もこの一点で  
 悩んでいたと思います。瀬  
 戸際の朝を迎え「観念せざ  
 るを得ない」と言う心境で  
 ある旨三人に伝えました。

坂本夫妻は沈黙のうちにも  
 「それなりに受け止めてく  
 れた」と思います。妻は首  
 を横に振り俯いており、私  
 としても同じ思いもあり翻  
 意を促すことも出来ず、時  
 間の流れを待つだけでした。

八時半にM刑事が「承諾  
 書を頂きに来ました」と当  
 然書いてあると思ひこんで  
 来たようでした。未だ四人  
 の意思はまとまっていな  
 い旨伝えると「書いてあるか  
 らと言われて貰いに来た、  
 今すぐ書いてほしい」と強  
 い口調でした。妻の意向を  
 確かめると、「仕方がない」  
 と虚ろな表情で力のない返  
 事が返り、坂本夫妻も致し

十一月十五日午後、横浜  
 法律事務所から、十二時ちよつ  
 と前のテレビのニュースで  
 坂本弁護士一家失跡の報道  
 が流された、昼近くからマ  
 スコミの取材申込みもあり、  
 れてたのは承知して居り、

方なしの意向でした。  
 一枚の同意書で我が子の  
 我が孫の生命が左右される  
 と思われる事態のなかで、  
 この決断を迫る非情さに精  
 一杯耐えての結論です。こ  
 の苦渋の中で同意書を書く  
 屈辱感は実に耐えがたいも  
 のであり自分の住所妻の名  
 前さえ思い出せない混沌の  
 なかの作業でした。

たとえ、どの様な情勢下  
 であつても娘達の生命を危  
 険にさらす同意書を書いた、  
 私自身の非情さに限りない  
 嫌悪感を今も拭い去ること  
 の出来ません。

## 公表前に流れるニュース報道 記者会見を緊急にセツト

対応に苦慮していると、予  
 想外の連絡がありました。

前日横浜法律事務所が警  
 察と弁護士の打合せで、公  
 開捜査当日の日程が確認さ  
 れてたのは承知して居り、

警察の記者会見前にこのような報道がされるとは全く予想外のことであり、納得出来ませんでした。

報道協定も警察公表もないまま流される報道の内容が昨日捜査官の言っていた様な内容であつたら娘たちの将来はどうなるるだろうか、あれほど誠実に生きてきた家族なのにと、こみ上げる不安に耐える術もありませんでした。

記者会見に出席する前、横浜法律事務所の弁護士に今日のマスコミ対応を伺うと「警察との約束もあり取材を断っていたが、或るマスコミから『このような情報を手持ちしているがこれを使つても良いか』と見せられたのが余りにもひどい内容であり、急遽取材に応じて、弁護士業務妨害を意とした拉致事件としか考えられないことを力説した」と聞き、これで報道の乱れを防げる、警察の捜査に悪影響もなく、また、娘たちの立場も守られると安堵の

胸をなで下ろした次第です。予定通り警察の記者会見は行われたが、何故か非常に簡単だったと当日伺いました。横浜法律事務所の記者会見も予定された五時に行われ、主に堤の弁護士活動を紹介し、弁護士業務の

妨害を凶つた「拉致事件」であることを強調していたと記憶しております。私たちは、娘夫婦の生活態度、交友関係、奉仕活動の一部等を紹介し「自分から失踪する子たちでない」ことを強調したと思います。

## 失踪の位置づけに憤慨 捜査本部発足と事件名

警察は早くから公開捜査の方針を決めており、捜査の公開と同時に捜査本部が設置されると期待したが、その発表もなく歯痒い思いでした。十八日の新聞で捜査本部の設置を知り安堵したが、捜査本部名が「横浜市磯子区弁護士一家失踪事件捜査本部」と知ったとき「公開捜査の同意を迫られてからの私たちの悩み、苦しみは、一体何であったのか、何のために同意したのか」自分自身に腹を立て、拳を握り、歯ざしりを噛んで膝を力一杯叩きました。

「失踪」と言う言葉は、一般的に「雲隠れ、行方を眩ます」の意味であり「自己の意思による行為」と言う印象を受けるのが通常です。公開捜査に同意したことは「私の娘達は夜逃げしました。行方を眩ましました」と私自身で言ったに等しいと思えてなりません。事件名を「拉致事件」または「誘拐事件」と何故しなかつたのか、これまでの現場検証、関係者の証言等で、自発的に家出をする要因はゼロに近く、事件性は限りなく強いことを察知し

来た筈、察知していて「失踪事件」と位置付けたのは何故なのか理解できず、「意図的に失踪事件としたのではないか」「警察は真剣に捜査に当たる気があるのか」とさえ思えてなりませんでした。

私たちが担当していたM刑事に尋ねたところ「拉致」と言う法律用語はない、拉致された証拠はない、話し合いで出ていったかもしれない、警察は行方が判らな場合い失踪とする」の説明でしたが、到底納得の出来るものではありませんでした。拉致の状況証拠(室内に残された形跡)からして「失踪」の不自然さは認識

出来たはずであり、また、拉致の法律用語がなければ「誘拐事件」或いは「逮捕監禁事件」と出来たと思えます。また、室内に残された多数の状況証拠を上回る任意の失踪を裏付ける証拠も無い筈です。さらに、過去の誘拐事件で、行方が判らなくても「失踪事件」としてはいなかった。濁流に吞まれて「失踪」

## 署名活動や議会請願に支障

### 事件名の影響

事件発生以来五年余にわたるあいだ、生存救出を信じてひたすら走りつづけてきた。朝は「今日こそ手掛かりをつかみたい」夜にな

ると「明日こそ光が見えてほしい」の繰り返し、今日と明日しか存在しない世界でもがいていた私たちは、この事件を「拉致事件」と



’98年7月に建立された  
堤さんの慰霊碑（大毛無山）

捉え、その反社会性に激しい怒りを持った圧倒的多数の市民の力に強く支えられました。衷心から感謝しております。

しかし「自らの意思で失踪した」と受け止めている人達の存在を忘れることも出来ません。「捜査体制の拡充強化」を求める署名に当たっても、また、地方議会に対し「厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書」の提出を請願する際も、随所で「失踪」の言葉の怖さを感じました。

平成二年一月末に始まっ

た「捜査体制の拡充強化」を求める署名に私たちも同年二月上旬より真剣に取り組み、親族、友人知人等に署名をお願いしたところ、ある日、友人から「警察で失踪としている、拉致とは思えない」と主張する者がいる」と伝えられ私は愕然としました。

後にも数人の友人から「不祥事ゆえの家出と思っ

ている人が以外と多い」「早い機会に集会を開いて『失踪事件』でないことを知って貰う必要がある」等意見が出され、この事件の

真相を一人でも多くの人に理解して貰うことを最優先すべきとの結論に達し、同年十月十四日の「坂本弁護士と家族を救う勝田市民集会」を持つこととし、開催までの約五ヶ月間全勢力を傾注せざるを得ませんでした。

また、囲む会（坂本弁護士一家の両親を囲む会『勝田ファミリーOB有志の会』）、さがす会（坂本弁護士と家族をさがす茨城の会）等の救出支援団体が、平成二年春頃より平成七年春までの間に七十三回行われた街頭署名の殆どに私たちも参加すると共に、平成四年五月より同六年十二月までの間、袋田（五月く十二月の観光シーズン中）及び笠間の陶炎祭（五月一〜五日）で観光客を対象として、妻と私（時には親族、友人等のの応援有り）で七十九回（一日四〜五時間）等、その他合わせて百七十回を越える街頭署名を行ってまいりました。

この街頭署名でも「拉致事件」である由縁の説明に時間を費やすことがしばしばです。「初期捜査の段階で神奈川県警が厳正な判断を下しておれば、こんな誤解は生じない筈ず、この苛立たしさはなかった筈ず」とこみ上げる怒りを嘯みしめたことは幾度もあります。

地方議会の請願に際して「拉致事件」として適切な捜査の指揮がなされていたら、世界を震撼させた国辱的犯罪、松本、地下鉄サリン事件はあり得なかった筈です。

「拉致事件」と訴え、「厳正かつ迅速な捜査」を強く要請してきた私たちのこの六年間は何であったのか、どう受け止めればいいのか只々判断に迷うのみです。

捜査全般通じて第一線に立つ刑事さん達の並ならぬご苦労は、私たちとしても痛い程感じております。事件当初の寒風の吹き抜ける街角で聞き込みをしている刑事に「警察の者です協力願います」と声を掛けられ、

「真相」、江川紹子の著書「横浜弁護士一家拉致事件」等の資料を添えて提出していたのですが、ご理解頂く

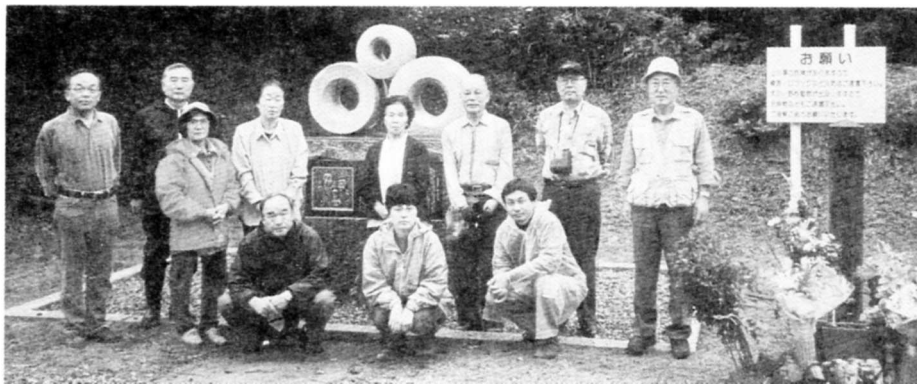
まで数度伺った議会も多数く有ります。

社会通念上「『失踪』は自己の意思によるもの」と解釈するのは当然のことであり、その対応に苦慮した次第です。

事件当初現場に残っていた状況証拠を的確に判断した「拉致事件」または「誘拐事件」として適切な捜査の指揮がなされていたら、世界を震撼させた国辱的犯罪、松本、地下鉄サリン事件はあり得なかった筈です。

「厳正かつ迅速な捜査」を強く要請してきた私たちのこの六年間は何であったのか、どう受け止めればいいのか只々判断に迷うのみです。

「真相」、江川紹子の著書「横浜弁護士一家拉致事件」等の資料を添えて提出していたのですが、ご理解頂く



98年9月都子さんの供養に僧ヶ岳を訪れた「追求する会」の一行と本誌同人。  
慰霊碑の前・右が大山友之さん・一人おいて左がやいさん。

身分と行き先を伝えお礼を申し上げると、温かい励ましの言葉と「氣をつけて行ってください」と気遣いの言葉に涙したこともあります。後に三人の遺体を執念で収容した警察官の方々も含め、

深く感謝しております。しかし、残念なことに捜査の指揮に当たる立場の者の「認識」を疑わざるを得ない数々の事実は枚挙に遑がない程ありますが、ここでは差し控えます。

国民に信頼される警察、安心して治安を委ねるに値する警察組織に建て直すには、警察自身から組織を挙げてこの捜査を洗い直し、その経緯の総てを公表することが当然の義務であり、

現在の警察組織にはそれを実行し得る自浄能力は充分に有ると信じたい、それなくして「何を以て警察の鼎などと言えるか」と叫びたい気持ちで一杯です (つづく)

5年を超えた「坂本弁護士とその家族をさがす会」

の活動の最中に、オウム真理教の蛮行による残忍な弁護士一家殺害という事実がつきつけられました。

毎月定点で署名活動や行楽地に赴いての諸行動を積み重ね「生きてかえれ」の願いの一点を求めてきた私たちにとって、この知らせはあまりにも辛く悲しいものでした。坂本、大山家のご両親にとつては、決して信じたくない悲報であったと思います。

当然と言えます。

しかし、事件当初からの警察当局の初動捜査、関係者をかくまっていたかのような疑い、さらに、犯行者からと見られる密告などに、

誠実な対応を示さなかった様々な事例に改めて怒りを

余すところなく教え、そのことはこの事件の「風化」を許してはならないという今日的な意義を持つています。

「追求する会」はこの9月の末、一家が殺害され埋められたという場所への追

求められたという場所への追

## 真実の解明は道なかば

### 坂本事件の真相を追求する茨城の会

事務局長 川崎 敏明

禁じえないのであります。

残念ながら「さがす会」

の目的を失った私たちは、

会を改称して存続させ「追求する会」としての活動を再開しました。坂本事件は私たちに日本の民主主義と

社会正義の維持の大切さを

悼行動を実施しました。3

人の個々の碑にはその思い

が記されていきましたが、と

りわけ都子さんの碑に至るまでの道のりは、左右、背に断崖が立ちほだかり、雨

上がりの土砂や小岩が車を幾度か止める状況でした。

「どうしてこんな寂しい所に」私たちはしばしば碑の前にうずくまり、極寒の中に長期間放置された無念さを、改めてかみしめ手を合わせました。

会は今後、坂本事件の裁判の推移を見守ると共に、平和な家族を一瞬にして残忍な手口で殺害したオウム真理教の動きを、国民としての立場から監視を強めてゆくことを確認しています。

連絡先…「坂本事件の真相を追求する茨城の会」

茨城県水戸市梅香2-2-45

朝日ビル2階B号

水戸翔合同法律事務所内  
●029(231)455



キャラバンカー（堤号）の到着を待つ都子号と龍彦号  
（94.10.7）—中央大山友之さん—

（前号まで）1989（平成元）年11月2日、坂本弁護士一家がオウム凶悪集団に殺害されたことを知らず、家族は八方手を尽くして一家を探す。警察も捜査を進めるがなぜか一家三人の安否の懸念をよそに公開捜査を強行。捜査本部が設置されたが事件を「失踪」と位置づけ、オウムによる「拉致」から目をそらす結果となるばかりか、救出活動にも障害となってくる。

オウム民事裁判  
の記録 < 3 >

市民の正しさ  
世論の力強さ知る  
六年余の救出活動

大山友之  
やい  
（写真も）

多くの人に迷惑  
をかけないか

弁護士の会）の先生より  
「一部のマスコミから捜査  
の長期化予測の声も聞こえ  
てくる、捜査本部が縮小さ  
れては三人の早期救出は一  
層難しくなる」として『捜  
査体制の拡充強化を要請す  
る署名』実施の意向を示さ  
れました。

私達としても、この犯罪  
の「強烈な反社会性」「極  
度の陰湿性」を強く感じて  
おり、また、三人の生命に  
ついてはかなりの危機感を  
持っておりましたが、反面、  
私たちの身内の被った災難  
でもあるわけです。署名に  
より、多くの方々に多大の  
ご迷惑をお懸けしては申し  
訳ない、出来ることなら避  
けてほしいと言う思いも強  
く、即座に同意は出来ませ  
ませんでした。

「晴天の霹靂」と言う言  
葉以上の強い衝撃を受け、  
しばしのあいだ頭のなかが  
真っ白になり、怒りの言葉  
も悔し涙も出ない状態でし  
た。幾人かの弁護士さんが  
「三人を一日も早く救い出  
したい」と、真剣に取り組  
んでいる姿に接しても、ま  
た、温かい励ましの言葉や  
親身も及ばぬ数々のお心遣  
いを戴いても、ただ呆然と  
しているだけで身の処しよ  
うも判らぬ有り様でした。

十二月下旬に、救う会（坂  
本弁護士と家族を救う全国  
「拉致された」と知ったとき  
「晴天の霹靂」と言う言  
葉以上の強い衝撃を受け、  
しばしのあいだ頭のなかが  
真っ白になり、怒りの言葉  
も悔し涙も出ない状態でし  
た。幾人かの弁護士さんが  
「三人を一日も早く救い出  
したい」と、真剣に取り組  
んでいる姿に接しても、ま  
た、温かい励ましの言葉や  
親身も及ばぬ数々のお心遣  
いを戴いても、ただ呆然と  
しているだけで身の処しよ  
うも判らぬ有り様でした。

事件後一カ月半を過ぎた  
十二月下旬に、救う会（坂  
本弁護士と家族を救う全国  
「拉致された」と知ったとき  
「晴天の霹靂」と言う言  
葉以上の強い衝撃を受け、  
しばしのあいだ頭のなかが  
真っ白になり、怒りの言葉  
も悔し涙も出ない状態でし  
た。幾人かの弁護士さんが  
「三人を一日も早く救い出  
したい」と、真剣に取り組  
んでいる姿に接しても、ま  
た、温かい励ましの言葉や  
親身も及ばぬ数々のお心遣  
いを戴いても、ただ呆然と  
しているだけで身の処しよ  
うも判らぬ有り様でした。

十二月下旬に、救う会（坂  
本弁護士と家族を救う全国  
「拉致された」と知ったとき  
「晴天の霹靂」と言う言  
葉以上の強い衝撃を受け、  
しばしのあいだ頭のなかが  
真っ白になり、怒りの言葉  
も悔し涙も出ない状態でし  
た。幾人かの弁護士さんが  
「三人を一日も早く救い出  
したい」と、真剣に取り組  
んでいる姿に接しても、ま  
た、温かい励ましの言葉や  
親身も及ばぬ数々のお心遣  
いを戴いても、ただ呆然と  
しているだけで身の処しよ  
うも判らぬ有り様でした。

## 友人などに依頼しての署名

当初は身近な親戚・友人等を訪ね事情を説明し署名をお願いしていましたが、当時私は茨城食糧事務所に勤務しており、平日は出勤の途中訪問することとなり、また、休日は先方の都合に関係なく訪れるなど、一日も早く失踪事件でなく拉致事件であることを知り

て欲しい、一人でも多くの方に署名をして欲しい、と言う思いから、失礼な行動も省みず事件の概要を話し署名用紙をお願いして歩きました。

一般の方には慣れない署名をお願いすることは大変迷惑なことだと思いましたが、数枚お願いした署名用紙が二十枚三十枚となって返ることもあり、なかには繰り返しコピーした用紙に署名したものもありました。

朝数枚の署名用紙をお願いした人が深夜に電話で「署名用紙が足りない明日早朝百枚欲しい」と連絡があるなど、お願いした署名は親戚から親戚へ、友人から友人へ、職場から職場へ、その先へと限らない広がりとその早さに驚きもし、さらに、見ず知らずの方より励み

写真上—警視庁の飛行船を使って情報提供・事件の風化防止呼びかけ



ましの言葉とともに送られてくる尊い署名簿を手にし、感涙に咽ぶこともしばしばでした。

しかし、幾人かの友人から「この事件を正しく理解されていない節もある」と言った連絡を受け、友人とともに相手方を訪ね縷々説明した経緯もあります。こうした方々の大半はこの犯罪の強烈な反社会性を理解し署名集めに積極的に協力頂けたが、中には本人の署名だけで家族の署名を断る方もありました。

### 県内の月例署名行動

平成二年春頃より、さがす会が水戸市内で、また、同三年五月より囲む会が勝田駅頭にてそれぞれ月例の街頭署名を開始しました。私たちも他に日程のないかぎり参加しました（平成六年六月・八月は左足骨折のため不参加）。

街頭でマイクを持って訴えることは初めてのことで

あり苦しみの連続でした。暑い日寒い日雨の日風の日それぞれ苦労がありました。が、救出への展望のないなかで、オウム真理教はマスコミをフルに活用し堂々と宗教活動を繰り返して行っていることに、異議一つ言えない悔しさに堪える苦しみは何物にも例えようもありませんでした。

### 借楽園梅祭り・笠間菊祭りでの署名行動

平成四年三月に借楽園で茨城のさがす会と東京豊島のさがす会の合同で救出を訴えたのが始まりで、同六年三月迄に借楽園で四回、笠間で二回署名が行われました。回を重ねる毎に品川さがす会・さがす勝田の会・横浜さがす会などの救出団体も加わり、参加人員は延べ三百十六名・署名人数九千八百十三名に及ぶ規模な署名行動でした。

しかし、回を重ねるに従い参加者が二人三人と少なくなっていくことに寂しさを感じました。ところが、去っていくひとたちは、この事件とオウムとの関連を知るにつれ凶暴なオウムから愛する我が子を我が家族を守るためには、都子先輩に申し訳ないがこれ以上関わることはできないと涙ながらに去ったと知ったとき、

オウムに対し限りない憎悪の念を抱かざるを得ませんでした。

私たちもこの署名行動に欠かさず参加し一日も早い救出を訴えましたが、その前日より署名用具・その他の準備など裏方の一員に加わる等、多くの方のご支援を受ける当事者としての懸命にことに当たりました。



水戸偕楽園梅祭会場にて、署名終了後の交流会  
東京・神奈川からも集まる

## 独自の署名行動

知人を通じての署名も一年半余で一巡してしまい、署名用紙の動きも一時期の半分に満たない数になってしましました。この間独自の署

名としては、知人から返ってきた署名簿の空欄を埋めるため市内の団地などを廻り署名を頂いておりました。主に夕方各家庭を訪れたのですが、訪問販売や宗教の勧誘などと間違えられることも多く、説明するまも

この署名活動に入る際「救出されるまで続ける」と決意しましたが、平成六年六月に足の骨折をし十月末までの五か月間署名活動を中止し、また、同七年三月にオウム強制捜査が開始され「この時期に捜査体制の拡充強化を求める署名は如何なものか」と逡巡し、

さらに、「坂本弁護士一家殺害」のリーク情報にうちひしがれ署名を断念したところなど、自身の意思の弱さが悔やまれてなりません。夏は極暑なか、冬は寒風の吹き抜ける寒空の下で四〜五時間立ち通しの署名の辛さは、それなりの覚悟はしておりました。また、観光地でもあり酒の余勢で心ない言葉もあることは承知していました。しかし、観光客の中には、単なる憶測を確認した事実として縷々述べるものもあり、また、宗教の勧誘・占いの勧めなどに当惑したこともありま

なく「要らないです」「宗教は嫌いです」と断られ、惨めな思いをすることが幾度もありました。救う会の先生方も事件の風化を恐れ、創意を巡らして居る時期でした。私たちも一人でも多くの方に呼びかける場を求め、人の流れの多い観光地、袋田の滝で観光客に呼びかけることとしました。袋田は自宅より約六十キロ離れており往復に約三時間を要し一日掛か

りの署名となるので「あえて応援は求めないが、現地での申し出は有り難く受けらる・休日他に予定の無いかぎり妻と二人で救出されるまで続行する」として、平成四年五月十七日を最初と同六年十二月十日迄の間に、六十八回の署名を行い、頂いた署名人数は二万八千八百五十一名に達しました。配付したチラシは五万枚を下らないと思います。

或るとき「署名などしていは三人は浮かばれない。早く帰って三人の供養をしてあげなさい」と執拗に言い寄られたときは全身の力が抜けていく思いでした。あまりのせつなさに耐えきれず、署名を中止し帰る車中でも、妻との会話は全く無い始末でした。また、袋田の他に親戚の者の応援を受けながら、メーデー会場・笠間の陶炎祭会場、さらに、平成四年三月より四月までの「広報活動強化月間」中、県内一円に情報提供を呼びかけるポスター掲示を行った際、行く先々で署名を十一回行いました。

## 宗教の勧誘

### 占いの勧めに悩む



# 1300人をこえる

## 坂本弁護士と家族を救う集会

平成二年七月二十一日水戸翔合同法律事務所に於いて集会の相談会が持たれ、勝田で集会を開催することが決まり、勝田集会に向けて実質的な活動が開始されました。

まず、呼び掛け人を募ることから始まり、事務局の構成・呼び掛け人会議の開催など準備の進むなかで、私たちは親族共々当事者として事務局の指示に従い、集会の成功に向けて全力を尽くしてこれに当たりました。

まず、呼び掛け人を募ることから始まり、事務局の

結果として、呼び掛け人

四百十五名(内代表十名)の方に積極的に協力して頂くことが出来、また、呼び掛け人以外に四百十二名の方から賛同金が寄せられるなど市民の関心が高まるなかで集会を開くことが出来ました。

集会が企画されてから同年十月十四日集会が開かれるまでの間、呼び掛け人を募る通知(五百十三通)発送・呼び掛け人会議二回(延べ二百三十名出席)・事務局会議十二回・呼び掛け人依頼状(三百通)発送・チラシ四万五千枚、ポスター二千枚発注・テレビ放

映・通知はがき(三百通) 発送・水戸二高(都子母校)卒業生への集会案内(千七百十通) 発送・街頭広報活動二回・ポスター掲示等々、支援下さる方達の手足となつて集会の準備に最善を尽くして参りました。

集会当日は四十人を越えるスタッフがことあたりに、千三百名を越える集会参加者を迎え事件の真相を説明し救出を訴えることが出来ました。

三カ月に及ぶ長い間、多くの方々の献身的なお力添えがあつてこそ、この大集

会が持てたと思っております。

## 地元那珂湊市が採択第一号

### 地方議会への請願陳情

前項の勝田集会の基軸となつた呼び掛け人会は初期の目的を果たし、会として務局は今後の活動に備え機

の組織的な活動そのものは一時休止することとし、



袋田の滝(茨城)入口にて署名活動(93.10)

能することになっていました。平成三年六月の事務局会議で、地方議会に意見書提出の働きかけを検討して欲しい旨提案し、今後の検討課題とすることとなりました。

同年十二月、縁有つて隣接する那珂湊市(現・勝田市と合併し、ひたちなか市)議会議員の紹介で同市長・市議会議員に救出支援要請を行い、翌四年一月に同市議会議員三名にお会いし市民集会開催をお願いしたところ、「市の慣習から言つて無理」とのことであり、集会在無理ならば議会の意見書の提出を、とお願いしたところ「意見書なら次の三月議会です採択する」旨確約して頂きました。

平成四年三月十九日同市議会において「捜査体制の強化を求める意見書」が採択され、その通知書を手にしたとき、まさに、闇夜に一条の光を見た思い、こぼれる涙を抑えることも出来ませんでした。「一家の救出を促す意見書第一号」だつ



「坂本弁護士と家族を救う全国  
弁護士の会」の打ち合わせ  
(洋光台アパート前) -96.8

たのです。

この通知書を持って、救  
う会茨城連絡責任者の水戸  
翔合同法律事務所の谷萩弁  
護士に報告し、谷萩先生も  
残る八十六市町村議会に

「厳正且つ迅速な捜査を要  
請する意見書提出を求める  
陳情書」の提出を約束され、  
同年五月二十六日付けで八  
十六市町村議長に陳情書を  
提出して頂きました。

その結果、六月議会終了  
時点で那珂湊市を含め五十  
四議会で見解書が採択され  
たのは、私たちは百万の味  
方を得た思いでした。とは  
いえ、残る三十三議会の対

策を考えると身の引き締ま  
る思いでした。

## 採択見送り議会も またしても「失踪」祟る

採択を見送った三十三議

会について審議の状況を尋  
ねたところ、「警察は失踪  
事件としており、議会審議  
に馴染まない。」との見解  
を殆どの議会から示され、  
愕然としました。また、

「慣例上陳情は審議の対象  
としない」とする議会、七  
月・八月の臨時議会での採  
択を予定している議会等、

それぞれの議会の状況を把

握しました。

次回の定例議会（九月）

で採択されることを願って、  
七月下旬より八月末で各議  
会それぞれに事件の説明・  
請願書提出の際の紹介議員  
の依頼等、県内を走り回っ  
た次第です。

日弁連の作成した事実調  
査報告書・他二点を提出し  
事情を説明した結果、ご理  
解頂けた議会が大半でしたが、

月・八月の臨時議会での採  
択を予定している議会等、

十二・三の議会には二度三  
度と足を運ばざるを得ませ  
んでした。

九月議会の終了した時点  
で二十七議会の採択があっ  
たことは私たちの予想を遙  
に上回るものでり、議会関  
係者のご配慮あてのことと  
思います。

残る六議会のうち五議会  
については議長・町村長と  
再三打合せの結果、平成五  
年十二月九日迄に採択して  
頂き、残るのは一町議会の  
みとなり、県弁護士会のお  
力添えを頂きながらご理解  
を求めましたが、断念せざ  
るを得ませんでした。

なお、この間平成五年五  
月二十六日に、同請願書を  
住民署名五千四十五名を添  
付し茨城県議会に提出し、  
同年六月二十三日に採択さ  
れております。

### 高校生に励まされる 全国キャラバンひろがる

平成六年九月下旬より十  
月上旬に掛けて、日弁連・

各県の弁護士会支援の基に  
救う会が実施した坂本弁護  
士一家救出のためのキャラ  
バンの東コース（函館を出  
発し東北地方の太平洋岸の  
各県を廻り、新潟・長野・  
埼玉經由し北関東三県・千  
葉・東京）の全コースに参  
加する考えで居りましたが、  
主催者側の配慮により途中  
新潟・長野・埼玉の三県の  
行動を欠席し休養させて頂  
きました。連日早朝より深  
夜に至るスケジュールを消  
化していくのは、体力的・  
精神的負担も大変なもので  
した。

途中台風に遭遇し、橋脚  
の陥没や土砂崩れ等もあり  
道路事情が悪く、走れば走  
るほど次の目的地に付く時  
間が遅れる等フロックもあ  
りましたが、行く先々で多  
くの方に温かく迎えられた  
ことは、本当に有り難いこ  
とでした。

とくに、高校生・OLと  
言った若い方達が三人を心  
配し、私たちを励まして下  
さり、救出を訴える図案を

配した手製のTシャツを着てチラシ配付に署名にと真剣に当たっている姿に、また、ステージいっぱいの子高生が♪おーててつないでみなかえろー♪と歌う姿に接したとき、胸が詰まる思いでした。

### その他の救出活動

以上私たちの係わった救出活動の主だったものを挙げましたが、それ以外に私たちは救出を訴える場を造り活動をしてまいりました。以下これらの一部を列挙します。

- ・ポスターの掲示―懸賞金実行委員会（弁護士・知識人有志）のポスター六百十枚をほぼ県内全域に掲示（所用日数十一日間）
- ・ミニ集会―友人、国民救援会、労働組合等の協力を得て支援を訴える。（国民救援会那珂支部他十二箇所）
- ・学校関係―近隣の学校を訪ね救出活動への理解を求める。（勝田第一中学校他

八校）水戸二高では同窓会名簿にオリジナルのチラシを折り込む。

・団体関係―年次総会、役員会等で支援を訴え、また

## なぜオウム野獣集団を保護

私たちの係わった救出活動のなかから茨城県内の行動を中心として申し述べましたが、救う会・さがす会・国民救援会・各単位弁護士会・全農林中央本部・その他の全国組織からの要請に基づく活動などについて、割愛させて頂きます。この六年余の経験から学

は、昼休みに事業所を訪れ事件の説明をし署名をお願いする（全農林茨城県北分會他七団体）

びえたことは、市民の見る目の正しさ・清らかさ、そして、心の暖かさです。また、善良な民衆が護り育てる社会から盛り上がる、世論の力強さをしみじみと感じ取ることが出来た六年余でもありました。得難い宝に触れた思いです。しかし、何故オウムの如

き野獣集団が発生したのか、た六年余でもありません。存続出来たのか。何故、罪もない市民を苦しめ、泣かせ、抹殺したのか。何故、その卑劣な集団を、行為を、ある面では保護して来たのか。全く理解が出来ません。こうした怒り、苦しみ、悲しみが骨の髄までしみ通った人たちでしたので、私に対し「陳述書そのままとは手抜きじゃないか」との厳しい批判もありましたが、一刻も早く非道この上ない犯罪の真相を明らかにし、オウムの復活を阻止するには大切な時期、この時期に連載を企画して下さった同人の方々の鋭敏な感覚に大変感動した、と異口同音に語り、また「是非この思いを魚津の方々に伝えて欲しい」と感謝の意を伝えるよう申し添えられました。

### 大山夫妻から編集部へ

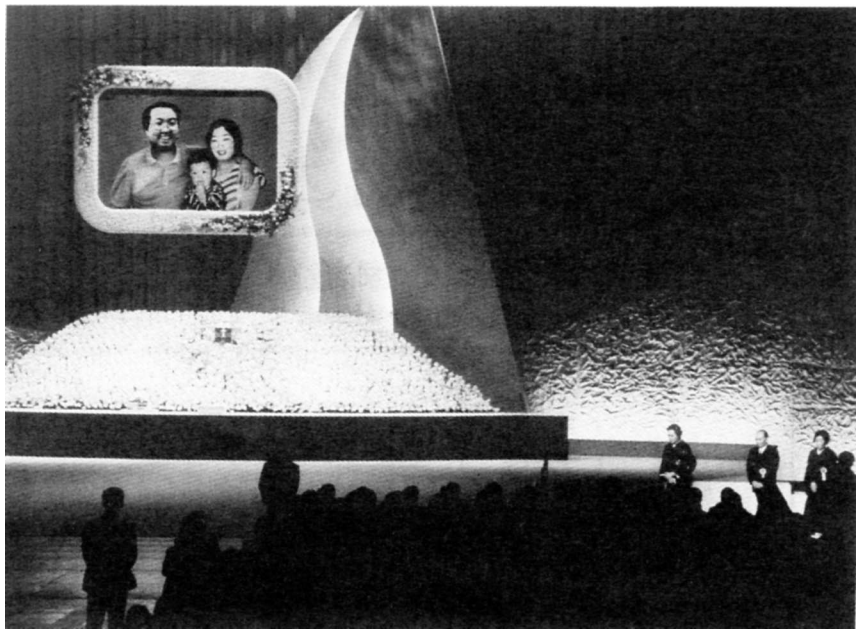
貴誌第10号をお送りいただき有り難うございました。発行に当たっては、年末・年始、そして豪雪と大変なご苦労があったことと拝察しております。格調高い貴誌に「拙い文章を載せるのは如何なものか」との不安を少なからず持つておりましたが、今回の「読者からの便り」を拝読しそれなりに認知された模様に安堵しているところです。

さて、前9号を送った方々のうち幾人かの感想を聞く機会がありました。長い間救出活動に係って

（次号最終回）

東京柴又帝釈天境内で笠智衆さんのご縁で署名活動（左・大山さん）-93.4





95年10月横浜で行われた坂本一家合同葬のモニュメント。  
26000の参列者が会場にあふれた。

(前号まで) 89 (平成元) 年事件発生後、家族や「坂本一家を救出する全国弁護士会の」の活動がはじまる。都子さんの育った茨城県では、水戸市や観光地を中心に街頭署名活動を行ない、2年半で約3万人の署名人数に達した。また、勝田市で行なわれた「坂本弁護士と家族を救う集会」では1300人を超える参加者が集まった。県内86地方議会へも救出支援要請を行ない、54議会で意見書が採択されたが、ここでも捜査当局の「失踪」の判断が大きな壁となる。

## オウム民事裁判 の記録〈最終回〉

# オウム真理教を消滅させよ

## 坂本一家の名誉回復を

大山友之  
やい  
(文と写真)

「鬼畜麻原」これを越える適切な表現は無いと思いません。「松本智津夫」と呼ぶことは人間として認めることとあり、私はこの呼称を受け入れることは生理的に出来ません。あくまでも「テロ集団オウム真理教の頭目」「鬼畜麻原」として処刑するのが最も相応しい姿だと思えます。

数々の凶悪犯罪を積み重ね、尚飽くことを知らない

麻原が同じ地上に存在し、同じ空気を共有することを考えただけでも、身の毛もよだつ思いが強くなり、人間並みの処遇など到底許せません。

また、諸々の犯罪の実行犯についても限らない怒りを持っております。彼らは

「鬼畜麻原」これを越える適切な表現は無いと思いません。「松本智津夫」と呼ぶことは人間として認めることとあり、私はこの呼称を受け入れることは生理的に出来ません。あくまでも「テロ集団オウム真理教の頭目」「鬼畜麻原」として処刑するのが最も相応しい姿だと思えます。

数々の凶悪犯罪を積み重ね、尚飽くことを知らない麻原が同じ地上に存在し、同じ空気を共有することを考えただけでも、身の毛もよだつ思いが強くなり、人間並みの処遇など到底許せません。

また、諸々の犯罪の実行犯についても限らない怒りを持っております。彼らは

次に、早くからその凶暴性を察知し、オウムの数々の凶悪犯罪に手を染めず脱会した元信者の、決断と勇氣には惜しみない拍手を送り信頼の念すら抱いておりません。

しかし、一連のオウム犯罪の明らかにした現在のにおいても、なお、「純粋な信仰」「信教の自由」等身勝手な屁理屈を臆面もなく唱え、オウムに執着している現信者に、極度の嫌悪感を感じざるを得ません。

彼等はこれまで「鬼畜のテロ集団オウム真理教」を支え、また、今後も存続させようとしている己の非を悟り、一日も早くオウムを脱会し二度とカルト集団に

身を置くことを固く戒め、たとえ、吐炭の苦しみに出会おうとも社会的責任を果たすべきであり、それが人間として最低の義務であり、法律以前の常識であること

## 乱れ飛ぶ卑劣情報に怒り 重大過失を隠蔽したTBS

事件後二カ月の平成二年一月にP誌が入手した情報確認の取材で、サラ金からの借入金等金銭トラブル説、夫婦不仲説等々聞くに耐えない情報の存在を知ったとき非常に驚きました。特に「都子の男関係」に至っては耐えきれず激怒し、取材の方に暴言を浴びせてしまいました。この情報は余りにも酷く、確認取材する側もかなり疑問を持っていました。誌面で「被害者の心情・人権に配慮を」と広く呼びかける記事を読み、私は安堵もし、P誌に感謝もしましたが、この卑劣な情報に限りない怒りを禁じえませんでした。

を知って欲しい。甘えを捨てて苦しみに正面から立ち向かうのが現世に於ける最高の修行であると悟ること、を切望する次第です。

一部には理解しがたい取材・報道もありましたが、

総体的には各社揃って慎重な配慮のもとに扱われていたと受け止めており、深く感謝しております。特に、事件当初、任意の失踪を強調した全く根拠のない情報、報道機関に流れる中で、常に事件性を視野に置いた報道がなされていたことは、私たちの心の支えとなっておりました。

民主社会において報道の自由・公正は不可欠の要素であり、報道機関はその使命を確実に果たしているからこそ存在価値があり社会的位置付けがなされている筈です。

TBS問題は報道倫理を大きく逸脱しており、私は単なる問題でなく社会的裏切り行為であり許しがたい犯罪、しかも、確信犯と受け止めています。

一般的には報道前のインタビューテープをオウム幹部に見せたことを問題としているが、放映しなかったことも重視すべきだと思います。

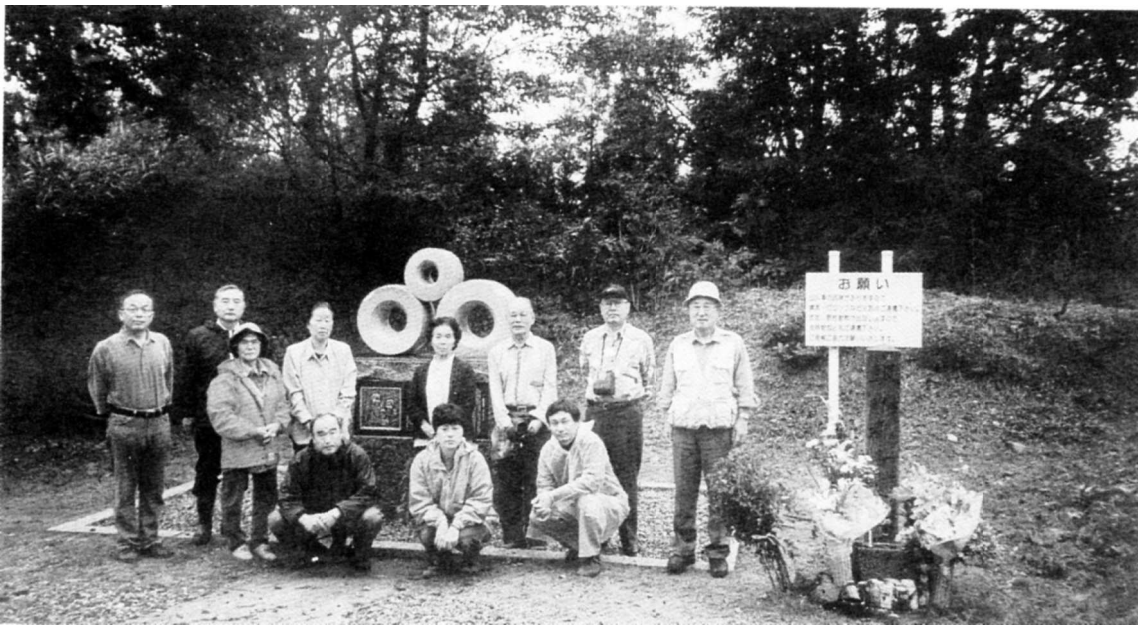
オウム幹部にインタビューテープを見せるならば、堤の了解を得るのは当然のことであり、オウム幹部に見せた結果を詳らかに収録し、さらに、堤の反論を含めて放映していれば堤とオウムは厳しい対立関係にあることが周知の事実となり、いかに鬼畜麻原と言えどもこのような凶暴極まりない犯行に踏み切ることは出来なかつたと思えてなりません。事件後麻原は「私たちと坂本先生の関係は悪くなくかつた。拉致する理由は全く無い」と言ったことを公言してはばからない事実をもつ



女流書家・飯村喜代子さんの個展「慟哭無念の叫び書展」99年3月、会場での大山やいさん（左）。書は都子さんの言葉。

てしても、放映中止が重大犯罪の引き金になったと言わざるを得ません。また、TBSは「オウムの圧力により放映中止を決めたのではない」と強く言い張っているが、一体誰がこの言葉を信じられるのでしょうか。「聴視者を愚弄するにも程がある」と言いたくもなりません。TBSはこのような重大過失を隠蔽しようとしたばかりでなく、社会的責任もあいまいのうちに葬り去ろうとする態度は我慢がなりません。残念ながらTBSは報道の責務・倫理をどのように解釈しているのか、マスメディアを預かる企業としての自覚を持ち合わせているのだろうかと思わざるを得ません。

**真相を裁判で明らかに**  
娘たち夫婦はそれぞれ、はやくから自分の進むべき



98年9月、僧ヶ岳林道の坂本一家慰霊碑の前で。後列中央の山本富子さんを囲んで大山夫妻。「真相を究明する会」「新川時論」同人と一緒に。

道をしつかりと見据え、その実現に向けて懸命に努力を重ねてきた夫婦です。堤は弁護士として社会的弱者を護り、都子は障害者が自立できる社会造りをと、長年抱いてきた理想の実現の緒に付こうとした矢先であり、また、結婚五年目にやっと授かった龍彦を中心に、ささやかであっても幸せな家庭・平和な家庭を築き社会の一成員としての責務を忠実に果たそうと鋭意努力をしてきた者たちです。

その志を、人生の総てを閉ざされた無念さを思うと、この身を焼かれる思いです。龍彦については全く言葉もありません。只々不憫としか言い表し様がありません。

娘たちは、実に真剣にそして誠実に生きてきた二人です。一才ニカ月の幼い龍彦を含め一家三名の命を奪った凶悪な犯行の全容糾明なくして、三人の冥福を祈っても虚しさだけが胸に残ります。まして、冒頭陳述並びに実行犯の供述等では

「アパートの玄関は無施錠だった」とあつては尚更です。

私は洋光台のアパートに数度訪れたことがあり、その時の体験からドアチエーンや施錠を怠ることは全くあり得ないことであり、そのようなならしない生活は絶対にしていないと確信しております。事件当時堤はかなり危機感を持つて生活していたことは事実であり、当然都子にも注意を促していたはず。もし万が一、施錠の習慣もなく・危機感も持たず・注意も促さず・鍵の掛け忘れであったとし

### 一家に代わり真実を訴え 名誉を守りたい

現在刑事裁判が進行中であり犯行の全容についての審理に至っていない段階ですが、これまでの、冒頭陳述並びに実行犯の供述等では、まだまだ事件の真実が語られていないと思わざるを得

たら、娘夫婦にとつてこれ以上不名誉なことはないと思います。

しかし、残念なことに娘たちは、人の前に立ち真実を訴え一家の名誉を守ることの出来ない身となつてしまいました。あれほど真剣に・誠実に・几帳面に生きてきたあの子達が、しかも、死後にその名誉を穢されることは到底忍び得ません。たとえ、どの様な手段を取ろうとも、娘たちの名誉を守つてやりたい。守ることが残された親として当然の責務であると思えてなりません。

ません。刑事裁判が進行することに期待を寄せておりますが、大多数の市民は卑劣なオウム犯罪に対する怨嗟の念も強く、「一日も早い判決と処刑を」と強く望んでいる現状です。不遜とは存じますが、こうした世論を背景とした裁判で、どれだけ時間をついやすることが

出来るのか、何処まで真実追求が出来るのか危惧の念を抱いている次第です。

オウム真理教の卑劣極まりない犯罪に対する、私たちの怒り・憎しみ・悲しみは筆舌に尽くせぬものがあります。この社会に二度とこのような犯罪を許してはならないと強く思っており、オウム真理教を消滅させ、カルト集団を拒否する意味からも、また、娘家族の名誉回復の為に、是非法廷に於て次の七件について、真実を明確にして戴きたく切にお願い致します。

1. アパートの玄関の鍵の件について。  
2. 押し入った時刻について。  
3. 殺害の時刻について。  
4. アパート内の証拠隠滅について。  
5. アパートを引き上げた時刻について。  
6. ボンでの共謀内容について。  
7. 犯行後、殺害について他の信者に伝えたか。

以上のとおり、娘と家族の身上、並びにこの七年間を振り返っての私の心情等の一端を申し述べます。ましてや、裁判のこと

たが、もとより浅学非才の身、分をわきまえず礼を失した点多々有るかと思存じます。ましてや、裁判のことについては全く知識がなく民事と刑事の範疇も知らぬまま、意中を申し述べた非礼をお許し頂きたいと存じます。何とぞご賢察の上ご高配賜りたく、切にお願い申し上げます。

## 坂本さん一家慰霊碑を守る

### 林道が通過する山林地主 山本清作さん妻・富子さん

6月13日、日曜日とあって今日も花や線香を持ったグループが林道を車で上がっていく。林道入口から約5キロ登ったところにある坂本さん一家の慰霊碑に香華を供えに行く人たちだ。この光景は、平成6年9月3日、坂本都子さんの遺体が発見されたから林道が閉鎖する期間を除く休日・祭日に、坂本都子さんの遺体が

にずっとくり返されてきている。慰霊碑がある(都子さんが埋められていた)場所一帯の山林は山本清作さん(魚津市山女)が所有。かつて林道開設工事中は、重機や資材置き場に使われていた。神奈川県警が遺体捜査に林道に入ったとき、地元の人たちは「あそこしか

慰霊碑がある(都子さんが埋められていた)場所一帯の山林は山本清作さん(魚津市山女)が所有。かつて林道開設工事中は、重機や資材置き場に使われていた。神奈川県警が遺体捜査に林道に入ったとき、地元の人たちは「あそこしか

霊柱」を建てたときも、大山さんの心中を察して「これでよかった」と思ったという。山本さん夫妻は、大山さんがおおびに来たとき、本格的な「慰霊碑」建立の申し出に積極的協力、敷地を無償で提供した。平成9年に慰霊碑が完成、大山さんはじめ、救出する会、真相究明の会などの一行は毎年山本さんの山に登る。「何かの縁で大山さんと

結ばれた」今は親戚同様の「お付き合い」と富子さんはいう。雪がとけ林道が開通すると、富子さんは息子さんの車に専用の掃除道具を載せて慰霊碑に向かう。雑草が伸び放題で慰霊碑がおおわれている。辺り一帯の草刈り、慰霊碑を磨いて菩提を弔うことが富子さんの年中行事になった。半年に4回、富子さんの奉仕が続いている。「今年は何をしているのかね。甲斐性がない」と林道が未だ不通なのを富子さんは怒っている。市はかさむ補修費に音を上げ、林道の「激甚災害地」指定を待っている。13日、日曜日。車が上がった5く6グループがあきらめて引き返してきた。半ば崩落した林道5キロ登るのにたっぷり2時間はかかるのだ。(濱田實記)



「大山さんとは親戚同様」と語る山本富子さん=自宅前庭

平成7年9月6日、坂本堤弁護士のお  
さん・都子さんの遺体が発見されてはや  
4年が経つ。魚津市民だれもが振り仰ぎ  
暮す僧ヶ岳の山麓に無残にも埋められ、  
6年近くも放置されていた。当時、事件  
に対する怒りや深い悲しみは誰しもが共  
有できるものであった。

しかし、現実はどうか。サリン事件を  
はじめまだまだ多くの犠牲者がおられる  
にもかかわらず、時の経過の中で徐々に  
風化しつつあるのではないか。

およそ宗教という概念からし  
ても逸脱しているオウム真理  
教という狂気集団について、  
種々の法的措置が執られてい  
るとはいえ、報じられる裁判  
の状況や各地での行動などに  
対する自らの反応の鈍化を感  
じるのは私のみではあるまい。

6月初旬、新川時論の濱田さんから追  
悼コンサートのお話があり、6月14日コ  
ンサート事務局の皆さんとお会いした。  
コンサートの趣旨からして、事件現場で  
ある片貝地区で開催できないものかと考  
えたが、会場施設などの問題があり、市  
の農村環境改善センターのホールで演奏

することになった。

演奏会前日の8月18日、都子さんのご  
両親・大山友之さんご夫妻や演奏者の皆  
さんが、慰霊碑のある事件現場へと向か  
われた。それまでの晴の天候が一変、雷  
鳴豪雨となり、その後瞬時に雨も上がり、  
現地での演奏の後は大きな美しい2重の  
虹がかかったという。この虹は魚津の市  
街地からも確認できた。

ご両親はじめ関係者は一様に、都子さ

様にお誓い申し上げたい。

大町市の大町ダム湖「龍人湖」のほと  
りの公園に、龍彦ちゃんの慰霊碑が建っ  
ている。脇には「龍の子太郎」の童話か  
ら龍に乗った龍の子太郎のミニメント  
がある。会場のロビーで、龍彦は龍の子  
太郎の話が大好きでしたと友之さんが涙  
ながらに話しておられたのが耳に残る。

初めてのコンサート開催に、多くの皆  
様の深いご理解と篤志を賜わった。また  
平日にもかかわらず、昼・

## 虹になって両親迎えた都子さん

### 坂本弁護士一家追悼コンサート終えて

コンサート in UOZU 実行委員長

沢崎義敬

んの魂に思いを致して、科学では割り切  
れない不思議を感じられたようである。

コンサート第2部に、大山ご夫妻のお  
話があった。事件の真相が報じられてい  
ない。坂本事件はくり返されてはならな  
いと、悲痛なお訴えがあった。最愛の娘  
夫婦や孫を奪われたご遺族として、ご無  
念ひとしおのこととご同情申し上げ、同

めに、次回開催に向けた活動を始めるこ  
とが肝要である。

演奏していただいた日本フィルの松本  
さん、大平さん、阿部さん、そして本部  
実行委員会事務局の今野さんには、深い  
敬意と感謝を申し上げる次第です。  
(さわさき・よしのり 魚津市片貝三ヶ  
生産森林組合長、魚津市議会議員)



# ドキュメント「追悼ヒューマンコンサート in UOZU」

## 坂本事件 風化させない決意新たに

### 大町市、上越市へ開催の輪も

実行委員会事務局長 濱田 實



コンサート前日（18日）慰霊碑前で追悼演奏する。左から松本さん、大平さん。（譜面を持つ少年は山本清作さんのお孫さん。

「坂本弁護士一家追悼ヒューマンコンサートin UOZU」が8月19日（木）、昼夜2部合わせて約60人の聴衆を集めて魚津市農村環境改善センターで行われ、弁護士夫妻愛用のバイオリン、フルートを手に、日本フィルのバイオリン奏者・松本克巳さんから3人の演奏者の三重奏が加積野に響きわたった。都子さんの両親・大山夫妻と堤さんが属していた横浜法律事務所岡田弁護士も来場し、坂本夫妻の人となりや生前の活動を紹介し、事件の真相究明を訴えた。

#### 虹になった都子さん

8月18日コンサートの前日、実行委員の送迎係メンバーは演奏者、大山さん夫妻、支援団体の一行を迎えて、午後4時30分頃、魚津市山女（あけび）の山本清作さん（慰霊碑のある林道の地主、12号で紹介）宅へ向かった。

山本さん宅につくやいなや、野面をたたくような激しい夕立ちに見舞われた。すぐに強い雷鳴が後を追いかけてくる。感謝の演奏が終わって6キロ先の慰霊碑目指して山道を登る頃、雨は小降りになり、慰霊碑を中心に輪を描くような二重の虹が現れた。現場に着くと雨はウソのように晴れ上がり、追悼のバイオリンとフルートの音色は澄み切った谷合いの空に吸い込まれるように流れて行った。後から聞くと、平地では雨は一粒も降らずただ、虹だけが遠望できたという。

この摩訶不思議な現象を、大山やいさんはコンサート会場で「雨や雷は6年もうち捨てられていた都子の怒りではなかったか。虹を見たとき親を迎える都子の意志をはっきり感じた」と披露し、閉会のあいさつで小熊副委員長は慰霊碑の裏に刻まれた都子さんの詩を朗読したあと「この詩は虹を象徴している。虹は都子さんそのものでなかったか」と結んだ。

#### 真相究明が本当の勝訴

コンサートは3部で構成され、第1部では坂本夫妻が日ごろ愛好し、自らもよく演奏した「精霊の踊り」「タイスの瞑想曲」、また、事件後夫妻のために川崎絵都夫氏が作曲した「愛と哀しみのソナタ」が演奏された。

第2部は「おはなし」で、「堤、都子、龍彦のこと」と題し大山友之さんは「民事裁判で勝ったといわれる



「せりこみ蝶六変奏曲」に手拍子で応える聴衆

けれども、なぜ神奈川県警が『公開捜査』にこだわり、『失踪事件』としての捜査に終始したか。現場に残された明白な証拠にもかかわらず、なぜオウム集団に捜査の的を絞らなかつたか。謎は深まるばかり―真相が明らかにならない限り裁判に

勝つたとは言えない」とこれからの活動に闘志を燃やした。何やら今の神奈川県警の不祥事の連続を予告された感じ。

「わが友、坂本の残したものと題して岡田尚弁護士は『普通の弁護士であれば断つたであろうオウム被害者の依頼をなぜ坂本は引き受けたか』と弱者に対する坂本弁護士の崇高な使命感を披露し、自らの『消滅すべきオウム集団、八つ裂きにしてもあきたらない憎い松本智津夫を前にしながら、破防法、死刑反対論者であらねばならない』苦悩に言葉が及んだ。ただの音楽コンサートにはない感動が聴衆を包んだ。

第3部は演奏者が一家に送る「祈り」「チゴインネルワイゼン」などで締めたが、クライマックスが終わりに設けられていた。アンコールに応じて地元民謡「せりこみ蝶六」が演奏されたからだ。バイオリン、フルート、ピアノ三重奏に編曲さ

れた本邦初公開。題名を紹介されてどよめき、演奏が始まると手拍子、終わるとスタンディングオベーション。コンサートの成功はここで約束された。

### すごい反響 「せりこみ蝶六変奏曲」

翌朝から、実行委員会事務局を兼ねた自宅の電話が鳴りっぱなしになった。

「CD（特に『せりこみ蝶六』）にしないのか」「ビデオを作るのか」の問い合わせ。さらに「『せりこみ蝶六』の洋楽編曲を市内の吹奏楽団に配れ」「市内のテーマ音楽に採用し、あらゆるイベントで使ったらどうか」と提案、要望の洪水である。

私は頭を抱えた。実は沢崎実行委員長はコンサート2週間前、手術のため入院中であり、予定していたのはビデオ作成だけである。CDには再演奏と再録音が必要だろうし、テーマ音楽

といわれても話がデカ過ぎる。委員長不在では委員会も開けない。

後に詳しく述べるが、このコンサートを持ちかけたのは埼玉県坂戸市にある「坂本弁護士一家追悼ヒューマンコンサート実行委員会事務局」である。沢崎委員長に了解をとってから、こ

こへ終わった後の状況を知らせ指示を仰いだ。が、さらに仰天するような回答が返ってくる。

分厚い封筒に埼玉県鶴ヶ島市広報が入っている。そこには8月22日市役所ホールで開かれる「夏休みファミリーコンサート」の案内と「つるがしま」の吹奏楽の誕生として『ファンタジア未来へ、そして子どもたちへ』という曲が紹介された。作曲者日フィルの川崎絵都夫さんと市長の対談が掲載されている。

つまり、魚津でも「せりこみ蝶六変奏曲」程度の小品ではなくて、それを含む魚津をテーマにした第4楽

章を備えた堂々たる吹奏楽曲を作ったかどうかというお勧めである。そして、協力は惜しみませんとある。日ごろから弁護士一家慰霊碑を世話してもらっている地元への感謝の印にしたいと添え書きして。

沢崎実行委員長は魚津市役所に働きかけているが、はつきりした返事はまだ返ってこない。鶴ヶ島市の場合、市長が選挙公約でファミリーコンサートを実現したという。魚津市は絶好の機会をみすみす逃がすのだろうか。

市民の協力を得て  
実行委員会、ゴー

坂本一家追悼コンサートの呼びかけは埼玉県坂戸市の実行委員会事務局からということは先程述べた。4月6日付けで、事務局長今野強氏からの手紙が最初の依頼である。

「初めてお便りを差し上げます。  
私は日本フィルハーモニー



演奏者(右より) 松本克巳さん、大平記子さん、阿部由紀子さん一埼玉県都幾川コンサートにて

協会というところで、坂本さんと仲間でした。日本フィルというオーケストラが自主運営で市民音楽運動を進めている姿に共鳴をして、『日本フィルの灯を消すな』

という思いでつくられた会です。いち早く坂本事件を知り、救出に向けた活動も続けてきただけに、最悪の解決には何ともやりきれなくてつらい思いでした。

(中略)

堤さんは、名のいわれは

リンとフルートは今、私が

預かっております。彼と親しかった日フィルのバイオリニスト松本克巳君らによって時々楽器は音を出しています。是非二つの楽器の奏でる調べをたくさんの方々に聞いてほしいものだと思います。そんな思いを込めて、今年は是非そちらの地でも演奏会ができないものだろうかと考えております。(後略)

彼ら二人が残したバイオリンとフルートは、私が

預かっております。彼と親しかった日フィルのバイオリニスト松本克巳君らによって時々楽器は音を出しています。是非二つの楽器の奏でる調べをたくさんの方々に聞いてほしいものだと思います。そんな思いを込めて、今年は是非そちらの地でも演奏会ができないものだろうかと考えております。(後略)

の編集作業の真ただ中で、やや遅きに失したスタート

慌てて会場を探したが、当てにしていた新川文化小ホールがふさがっている。適当な会場を探した結果、魚津市農村環境改善センターが辛うじて19日に空いているだけとなる。しかし、魚津市ではどんな形式であれ、入場料を取る会場には場所を貸せないという。また、定員400人の環境センターが会場では参加を希望する市民全部が入り切れるかどうか予測がつかないなど、課題がどんどん押し寄せた。各方面に連絡をとり、実行委員会を重ねて協議した結果、次の方針が決定したのはコンサート開催日のちょうど一カ月前、7月18日であった。

区住民の聴衆動員が激減すること、など...

### ジレンマの末に無料開催

- ①入場は無料とし、整理券を発行すること。
- ②経費は篤志寄付と当日入場者のカンパでまかなうこと。
- ③公演は昼夜2部とし、予想される聴衆増加に備える。

④2部公演による係・準

備役員の増加は実行委員の拡大とボランティアの募集でまかなう。

実行委員はそれから約一か月間、篤志寄付の募集をしながら、チラシ・プログラム・整理券の印刷、看板・舞台装飾などの製作、発注に駆けずり回ることになった。



神奈川県警の対応に怒りを禁じえないと語る大山夫妻

### 信越3県ジョイントコンサートの可能性

ちようどオウム教団の活動が再開され、各地で反対運動が展開され、各種レベルのオウム関連裁判が結審する時期であり、日本海側最初の反オウムイベントとあつてか、マスコミ各社の関心が非常に高かつたのは驚いた。

富山に本社・支社がある全新聞社、通信社、放送局が事前に取材し、報道してくれた。コンサートの性格上、マスコミには大いに協力する方針であつたが、当日(特に昼の部)は10台以上のTVカメラが砲列を敷き、写真撮影に制限を設けなかつたため、昼の部はさすがに節度のないマスコミ取材に非難の声が上がつたのは反省点の一つである。もっとも演奏者からは「会場に来れなかつた人にコンサートの意義を伝えてもらうのだから、良い意味

坂本弁護士と同じ事務所で机を並べていた岡田尚弁護士



での緊張の中で演奏することができた」と許していたのだ。

新聞の全国版で報道されたこともあつて、富山市は言うに及ばず、高岡市や新湊市など県西部から相当数参加された。後から知つたことだが、長野県大町市の市会議員が、龍彦ちゃんの追悼イベントの参考にと出席されていた。事前にこれほど注目されたイベントが開催されたに

もかわらず、魚津市議はチラホラ、市の幹部職員はゼロという出席状況は呆れたとしか言いようがない。これに比べて、片貝地区、婦人団体・グループの献身には頭が下がつた。会場準備や受付は婦人ボランティアが総出で当たり、駐車指導や警備は片貝消防団が一手に引き受けてくれた。実行委員だけでは当日の運営は到底こなせなかつたと思う。

9月に入ってから信州テレビより嬉しい取材あり、魚津コンサートを聴いた大町市議が中心になつて11月には追悼コンサートが大町市で開催が決まつたという。

坂戸市の今野さんから追いかけるような電話。―「都子さんと龍彦ちゃんここでコンサートが開かれれば、お父さん(堤さん)がさびしがらう」―つてを頼つて上越市の退職高校教師に電話をリレーする。魚津開催の資料を渡して返事を待つと「当地で(コン

サート)をやらしてもらいましよう」と力強い回答。近い将来に、信越隣県3カ所で「坂本弁護士一家追悼ジョイントコンサート」が開かれることが夢ではなくなりそう。沢崎実行委員長は「来年、片貝小学校が出来上がれば、竣工記念演奏を松本さんたちに頼もう」とはや予約をしている。私自身はいつか『交響曲「うおづ」』の発表演奏会を新川文化大ホールで、日本フィルハーモニー交響楽団・洗足学園ウィンドオーケストラ合同演奏で開催することを夢見ている。

なお、事前の篤志寄付は50に余る法人、市民有志の皆様から50万円余。当日カシは20万円余に上つた。諸経費を差し引いた余剰金10万円を坂戸市の「追悼コンサート実行委員会事務局」に預託したことを報告して、皆様へのお礼と感謝に代えたい。

読みさしの本



# 「都子聞こえますか」

大山友之著 新潮社刊

オウム（アレフと改称）による坂本弁護士一家殺害事件は、発生（89・11・4）から10年余、魚津市の僧ヶ岳林道で都子さんの遺体が発見されてから5年がすぎた。

この本は、都子さんの遺体に対して「この姿（かた）、見届けた！」と語りかけた大山さん（都子さんの実父）が、法廷に通いつめ、真相究明に立ち向かった記録である。大山さんに初めてお会いしたのは一昨年（98年）9月26日。慰霊

碑を訪ねた「真相を究明する会」のメンバーと新川時論同人の懇談会の席だった。

「さがす会」の活動のなかで、警察が「失踪」としたことへの無念、遺体発見ののち「真相を究明する会」に衣替えした経緯など、話を伺った。本誌では、9号から12号にかけて大山さんの手記を連載した。

ふたたび大山さんと会ったのは、昨年（99年）8月18日、僧ヶ岳林道の慰霊碑であった。その日、慰霊碑前でバイオリニスト・松本克巳さんらによる追悼演奏が行われた。

林道に入る前はどしや降り、どうなることかと心配したが、ほどなく雨が上がり、僧ヶ岳に鮮やかな二重の虹がかかった。光の粒々が演奏にあわせて舞うように見えた。

慰霊碑の裏に刻まれた都子さんの詩を読んだときの驚きは、忘れ

ることができない。そこには赤・だいだい・きいろ・そらいろ…と虹の色に托して、人と人の心を結ぶことを願う言葉が記されていた。都子さんの言葉が虹を呼んだと思えない。

慰霊碑は97年9月7日に除幕された。遺体が発見され収容されたのは2年前の95年9月7日である。その日、ふもとの村では、線香やロウソクを手にした村人たちが道に並び、都子さんの遺体を見送った。

大山さんの著書のなかで、虹のエピソードとともに「ア形にないメモリアル」として紹介されている。  
（小熊 清史）

赤い毛糸に  
だいだいの毛糸を結びたい  
だいだいの毛糸に  
レモンいろの毛糸を  
レモンいろの毛糸に  
空いろの毛糸も結びたい  
この街に生きる一人一人の  
心をつなぐたいんだ  
都子（十九才）



8月25日、都子さんの追悼演奏が慰霊碑前で行われた。大山夫妻は「裁判はまだまだ真実があきらかになっていない」と述べられた。